

資料編の更新作業を進めています。

**原町2丁目が発生したメタンガス**については、大阪ガスの法定点検で観測され、吹田警察や消防等の緊急配備がありました。今後、ガス抜き の応急処置や定期測定による検証結果を報告できるとの対策を進めます。

## 議会改革

本委員会は、議会運営委員会で決定する検討事項のうち、議会改革に関する事項及び特別委員会で独自に決定する事項を検討してきました。

本委員会において検討した事項のうち、**政務活動費の使途基準**については、より厳格に運用するため、支出科目のうち、ガソリン代、自宅（連絡所）電話使用料、携帯電話使用料などの案分率（政務活動費を充てることのできる割合）を2分の1から、3分の1にそれぞれ引き下げられるほか、月額上限額の引き下げや新設などを行うこととし、政務活動費の取扱要領を改正し本年1月から施行しました。

**議会報告会の開催**については、作業部会から、素案が示されましたが、取りまとめには至らず、素案を基に、選挙後も検討を続けることを確認しました。

**議会に提出される資料のインターネット公開**については、市に対し、市

ホームページに掲載を依頼することとし、平成27年3月定例会分からは、各所管で「議会に提出した資料」と題した新たなページを設けて、議案書や予算説明書など、可能なものから、順次、掲載してもらうことになりました。

また、市議会ホームページからも資料を閲覧できるように、各所管のページにリンクを張るとともに、意見書・決議などの議員提出議案についても市議会ホームページで併せて公開することにしました。

**配付資料のペーパーレス化**については、希望する会派には、本委員会に提出する資料をデータで提供することになりました。また、本会議録や委員会記録については、これまで全議員に配付していましたが、希望する議員にのみ配付することにしました。

**委員会のインターネット放映**については、導入経費や運営経費のほか、委員会の運営方法等について、先進市の事例も参考にしながら、引き続き検討する必要があるため、導入には至りませんでした。

**行政視察の旅費の実費精算方式の導入**については、手続きの煩雑などを考慮して、旅費のうち、まずは宿泊料に限定して実施することが提案され、議論しましたが、精査が必要部分などもあり、導入には至りませんでした。

# 4年間の市議会の 主な取り組み

市議会では、この4年間の議員の任期中（平成23年（2011年）5月27日から27年（2015年）5月26日まで）、よりよい議会を目指すためさまざまな取り組みを行いました。その中でも、主だった取り組みは次のとおりです。

## 本会議関係

### ◆本会議のインターネット放映（生中継及び録画）

（平成24年3月定例会から実施）

より多くの市民へ開かれた議会を目指すため、インターネット上で本会議の審議状況を生中継及び録画で24時間視聴できる環境を整えることにより、傍聴に来ることができない市民への利便性の向上を図りました。

### ◆録画放映の映像を会議録検索システムと連動

（平成24年3月定例会分から実施）

市議会ホームページでは、本会議インターネット放映の録画映像と会議録検索システムが連動した、映

像及び音声付きの本会議録を閲覧できるようにしました。

### ◆代表質問・質問（個人質問）の会派の割り当て時間を変更

（平成24年3月定例会から実施）

本会議のインターネット放映を実施するに当たり、代表質問・質問（個人質問）の発言時間として、各会派に会派構成人数掛ける20分を割り当て、代表質問は60分以内、質問（個人質問）は一人当たり20分以内とし、代表質問で使用しなかった時間は、質問（個人質問）に充てることができるようにしました。

代表質問は二人以上の議員を有する会派から一人とし、代表質問を行うかどうかはそのつど、会派が判断します。質問（個人質問）は人数の制限はありません。

◆議会の議決すべき事件に  
関する条例を制定

(平成24年5月定例会で議決)

総合計画については、これまで地方自治法において、総合計画の基本部分である「基本構想」を議会の議決を経て定めることが市に義務付けられていましたが、国の地域主権改革の下で、平成23年(2011年)に同法が改正され、策定義務はなくなりませんでした。

そのため、市議会では、議会運営委員会から条例案を提出し、市が策定する総合計画のうち、基本構想及び基本計画の策定、変更、廃止に関することを議会の議決事項としました。

※**総合計画**とは、市のこれからのあるべき姿を描いたもので、総合的・計画的にまちづくりを進めていくうえでの基本的な方針となるものです。

本市の総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されています。

◆**基本構想**とは、本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想、又はこれに相当する計画です。

◆**基本計画**とは、基本構想に基づき、まちづくりの具体的な施策について、長期的な財政見通しを踏まえ、体系的な枠組みを示す計画です。

◆一問一答方式、対面形式の  
質問を導入

(平成24年9月定例会から実施)

本会議での代表質問・質問(個人質問)は、これまで一括質問一括答弁方式でしたが、議会での議論の活性化や、市民に分かりやすい議会運営とするため、一括質問一括答弁方式に加えて、一問一答方式を導入し、両方式の選択制で実施しています。

※**一括質問一括答弁方式**とは、議員が質問項目をすべて一括して質問し、その後、理事者(市長や各部長等)が各質問項目について、一括して答弁を行います。質問は、議場の演壇に登壇して行い、質問回数は3回までとなっています。

◆**一問一答方式**とは、議員が一つの質問項目ごとに質問し、そのつど、理事者が各質問項目について答弁を行います。質問は、理事者と対面した質問席に登壇して行い、質問回数の制限はありません。



一問一答方式の質問席

広 報 関 係

◆議会広報委員会を設置

(平成23年7月定例会で設置)

市議会だよりは、これまで議会だより編集委員会が編集していましたが、その編集だけでなく、ホームページの編集・発信、会議の映像配信等の議会広報に関する事項を協議するため、議会広報委員会に改編しました。議会広報委員会は、各党派から1名ずつの委員で構成しています。

◆議会交際費を公開

(平成23年10月分から実施)

市議会では、平成23年(2011年)10月1日に吹田市議会交際費の公開に関する要領を施行し、同日以降に市議会が支出した議会交際費の支出年月日、支出項目、支出内容及び支出金額を市議会ホームページに掲載しています。

※**議会交際費**とは、市議会の円滑な運営に必要な交際に要する経費です。

◆議会だよりを市報と合冊で発行

(平成24年3月定例会から実施)

議会だよりは、これまで市議会単独で発行し、市内全戸配布を行ってきましたが、質問(個人質問)や議決結果、賛否一覧表など、掲載内容をより充実させるとともに、可能な

限り経費を抑えるため、平成24年度(2012年度)発行分から、議会だよりをA4判化、増ページし、市報と合冊で発行、配布しています。

◆本会議録速報版を公開

(平成24年5月定例会分から実施)

本会議の内容をより早く市民にお知らせするため、正式な会議録が完成するまでの間、初校の会議録を本会議閉会后、約20日以内に市議会ホームページに会議録速報版として掲載しています。

◆市議会ホームページの  
リニューアル

(平成25年4月に実施)

高齢者や障がい者の方などが無理なく情報を手でできるホームページとするため、デザインを全面的に変更し、閲覧者にとって見やすく、利用しやすいものに大幅にリニューアルしました。

◆政務活動費収支報告を公開

(平成24年度分から実施)

平成24年(2012年)の地方自治法の改正により、政務活動費(平成25年(2013年)に政務調査費から名称変更)の用途の透明性の確保が求められています。市議会では、平成25年(2013年)4月1日に吹田市議会政務活動費の公開に関

する要領を施行し、平成24年（2012年）度分から、各会派の政務活動費の収支報告（収入科目別の収入金額、支出科目別の支出金額、残額など）を市議会ホームページに掲載しています。

※「政務活動費」とは、地方自治法の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として交付されるもので、本市では、会派に対して、議員一人当たり月額11万円を交付しています。

## 議員報酬等

### ◆議員報酬、費用弁償及びび期末手当条例を一部改正

（平成24年9月定例会で議決、同年10月支給分から実施）

近隣市の状況などを踏まえ、任期満了、辞職、失職、死亡などの理由により議員でなくなった月の報酬を日割支給にするとともに、長期欠席議員の報酬及び期末手当の減額について定めました。

### ◆議員報酬特別条例を制定

（平成25年5月定例会で議決）

職員給与や市民サービスの見直しにより歳出削減が進められる中で、議会としても取り組みに協力する立場を明確にするため、平成25年（2013年）6月1日から平成27年

（2015年）5月26日までの間に係る議員報酬月額を10%減額することにしました。

### ◆報酬及び費用弁償条例を一部改正

（平成25年5月定例会で議決、同年6月以降支給分から実施）

議員が市の審議会（都市計画、環境）の委員を兼ねる場合は、議員活動の一部とみなすこともできることなどから、その委員報酬を不支給にすることにしました。

### ◆政務活動費の支出額の案分率等を変更

（平成27年1月から実施）

本市議会では、平成13年（2001年）の政務調査費の制度施行当初から、1円以上の全ての支出に領収書の添付を義務付けるなど、用途の透明性や明確化に取り組んできました。支出科目のうち、ガソリン代や電話使用料等、政務活動に係る経費とそれ以外の経費とを明確に区分することが困難なものについては、これまで支払った額の2分の1を上限として支出を認めていましたが、より厳格な運用を行うため、本年1月1日からは、使途基準を見直し、上限を3分の1に引き下げるとともに、一月当たりの上限額を新たに設定するなど、適正な執行に努めています。

## その他の

### ◆議会改革特別委員会を設置

（平成23年7月定例会で設置）

議会運営委員会で決定する検討事項のうち、議会改革に関する事項及び特別委員会を独自に決定する事項について検討するため、議会改革特別委員会を設置しました。設置当初は各交渉団体から1名の委員を選出していました。平成24年（2012年）に交渉団体の要件が「2人以上の所属議員を有する会派」から「3人以上の所属議員を有する会派」に見直された際に、各会派から1名ずつ選出することになりました。

### ◆議場国旗等掲揚条例を制定

（平成24年3月定例会で議決）

平成25年3月定例会から議場に国旗及び市旗を掲揚しています。

### ◆行政視察時のグリーン車利用の選択制を導入

（平成25年8月以降の行政視察から実施）

行政視察を実施する際、旅費条例及び議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づき、特別急行列車では片道10km以上、普通急行列車では片道50km以上の場合、特別車両（グリーン車）が利用できますが、平成25年（2013年）8月以降に実施する常任委員会及び特別委員会の行政視察から、同車両を利用するかどうかは各議員が選択することになりました。

### ◆常任委員会での質問等におけるプロジェクター使用を試験的に導入

（平成26年3月定例会から実施）

平成26年3月定例会の建設委員会、理事者が提案説明や資料説明の際に、プロジェクターを使用し、図面や地図を投影して説明する取り組みを試験的に実施しました。また、同年5月定例会からは、財政総務・文教産業・福祉環境委員会でも理事者や委員がプロジェクターを試験的に使用できるようにしています。

### ◆実費弁償条例を一部改正（専門的知見を活用する場合について規定）

（平成26年3月定例会で議決、同年4月から実施）

議会において、市への監視機能や政策形成機能などの充実が求められており、より柔軟に専門的知見を活用できるようにするため、市の機関の求めにより出頭した証人等から学識経験を有する者として意見を聴く場合は、日額2万3200円以内の実費弁償を支給することになりました。